

## 平成26年度 登録水先人養成施設外部評価実施要領

### 1. 実施規則

登録水先人養成施設外部評価（以下、外部評価）は、海技振興センター（以下、当センター）の「水先人養成施設等支援規則」第四条及び「登録水先人養成施設への支援に関する協定書」に基づき実施する。

### 2. 実施主体

外部評価の実施主体は当センターの総合事業検討委員会（但し、登録養成施設を除く）とする。

### 3. 実施手順

外部評価は、以下の手順で実施する。

#### 3.1. 登録水先人養成施設からの報告

当センターは、登録水先人養成施設と締結した「登録水先人養成施設への支援に関する協定書」に従い、報告事業年度終了後、速やかに水先人の養成について、自己点検、自己評価及び自律的な改善の実施結果とともに水先人の養成状況の報告を受ける。

#### 3.2. 総合事業検討委員会への付議-①

当センターは、登録水先人養成施設から報告を受けた後、次に掲げる事項を取り纏め、総合事業検討委員会に付議する。

- 1) 当該報告に対する評価
- 2) 養成施設が行う水先人の養成に改善が必要である場合には、その方策。

#### 3.3. 外部評価の取り纏め・整理

当センターは、総合事業検討委員会における審議結果及び委員会開催後に必要に応じてなされる各外部評価委員からのコメントを取り纏め、外部評価を整理する。

#### 3.4. 総合事業検討委員会への付議-②

当センターが、取り纏め、整理した外部評価は、再度、総合事業検討委員会に付議され、その結果をもって、最終的な外部評価を確定する。

#### 3.5. 外部評価の提示及び公表

当センターは、確定した外部評価を速やかに養成施設に対して提示するとともに、当センターのホームページに掲載して公表する。

### 4. 改善項目の取扱い

#### 1) 養成施設に対する改善

「水先人養成施設等支援規則」第四条及び「登録水先人養成施設への支援に関する協定書」に基づき取り扱う。その進捗等については、総合事業検討委員会に適宜報告する。

#### 2) 外部評価運用に対する改善

外部評価の運用に関する改善として記録し、来年度以降の外部評価の運用改善に繋げる。

